

各位

会社名 株式会社バレッジス  
(コード番号 239A TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 大本 朋之  
問合せ先 取締役管理本部長 菊地 紘宗  
電話番号 03-3794-2638  
URL <https://balleggs.jp/>

## 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更 及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年12月27日開催予定の第35回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること、「定款一部変更の件」を付議すること、及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしました。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

###### ① 経営の透明性の向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、ステークホルダーの期待により的確に応える体制の構築を目指します。

##### (2) 移行の時期

2024年12月27日開催予定の第35回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 変更の目的

① 当社の事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものです。

② 経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へと移行するため、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役に関する規定の削除等所要の変更を行うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日（予定） 2024年12月27日

定款変更の効力発生日（予定） 2024年12月27日

3. 会計監査人の選任について

(1) 異動年月日（予定）

2024年12月27日（第35回定時株主総会開催予定日）

(2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	興亜監査法人
所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目19番地
業務執行社員氏名	業務執行社員 公認会計士 柿原佳孝 業務執行社員 公認会計士 倉谷祐治
沿革	1982年12月1日 設立

（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度において、上場会社監査事務所として登録されております。）

(3) 興亜監査法人を会計監査人の候補者とした理由

当社は、興亜監査法人と金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役が興亜監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

以上

現行	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条（条文省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の売買・賃貸借・リース並びにそれらの仲介、管理、コンサルティング業</li> <li>2. 不動産投資顧問業</li> <li>3. 家賃債務保証業</li> <li>4. 建設・建築・土木・解体工事の企画、調査、設計、施工、請負、監理及びコンサルティング業</li> <li>5. 損害保険代理業、その他保険の媒介及び代理業</li> <li>6. ホテル、旅館等観光施設、ゴルフ場、マリクラブ等レジャー・スポーツ施設及び飲食店の経営及びコンサルティング業務</li> <li>7. 建築物の管理、清掃及びメンテナンス業務</li> <li>8. 不動産特定共同事業法に基づく事業</li> <li>9. 経営に関するコンサルティング業務</li> <li>10. <u>上記各号に附帯し関連する一切の業務</u></li> </ol>	<p>第1条（現行どおり） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の売買・賃貸借・リース並びにそれらの仲介、管理、コンサルティング業</li> <li>2. 不動産投資顧問業</li> <li>3. 家賃債務保証業</li> <li>4. 建設・建築・土木・解体工事の企画、調査、設計、施工、請負、監理及びコンサルティング業</li> <li>5. 損害保険代理業、その他保険の媒介及び代理業</li> <li>6. ホテル、旅館等観光施設、ゴルフ場、マリクラブ等レジャー・スポーツ施設及び飲食店の経営及びコンサルティング業務</li> <li>7. 建築物の管理、清掃及びメンテナンス業務</li> <li>8. 不動産特定共同事業法に基づく事業</li> <li>9. 経営に関するコンサルティング業務</li> <li>10. <u>飲食店及び食料品販売店の経営</u></li> <li>11. <u>フランチャイズチェーンシステムによる飲食店及び食料品販売店の経営</u></li> <li>12. <u>飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーンシステムの研究開発業務</u></li> <li>13. <u>飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務</u></li> <li>14. <u>食料品の製造及び販売</u></li> <li>15. <u>上記各号に附帯し関連する一切の業務</u></li> </ol>
第3条（条文省略）	第3条（現行どおり）
<p>（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> </ol>	<p>（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol>
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条（条文省略）	第6条～第11条（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第18条 当社の取締役は、3名以上 <u>5名以内</u> とする。	第18条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く</u> ）は、3名以上 <u>7名以内</u> とする。

<p>(選任方法) 第19条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。 2 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。 3 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。 2 前項のほか、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>当会社を代表する取締役を定めることができる。 3 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(取締役会の決議の省略)  第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会議事録)  第27条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、電磁的記録をもって作成することもでき、その場合の議長並びに出席取締役及び出席監査役の記名押印は電子署名をもって行う。  2 議事録は、取締役会の日から10年間本店に備えおく。</p>	<p>(取締役会議事録)  第27条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、電磁的記録をもって作成することもでき、その場合の議長及び出席取締役の記名押印は電子署名をもって行う。  2 議事録は、取締役会の日から10年間本店に備えおく。</p>
<p>第28条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第30条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の員数)  第31条 当社の監査役は、2名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)  第32条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)  第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等)  第34条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)  (新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集)  第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ</p>

	<p>の期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第32条 監査等委員会の運営その他に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新設)	
(新設)	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)  <u>第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新設)	
(新設)	<p>(会計監査人の任期)  <u>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	
(新設)	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第35条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て決定する。</u></p>
(新設)	
	<p>(会計監査人の責任免除)  <u>第36条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
	<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)  <u>第36条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等)  <u>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して期末配当を行うことができる。</u>  <u>2 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主等に対して中間配当を行うことができる。</u>  <u>3 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当財産の除斥期間)  <u>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領さ</u></p>
	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)  <u>第37条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等)  <u>第38条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して期末配当を行うことができる。</u>  <u>2 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主等に対して中間配当を行うことができる。</u>  <u>3 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当財産の除斥期間)  <u>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領さ</u></p>

<p>れないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>れないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当会社は、第35期定時株主総会終結前の行為に関する、会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第35期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>
---	---